

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第3号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、同日付で施行されることとなりました。

圧縮天然ガスその他の総務省令で定めるガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等に当該ガスを充填するための設備を設ける給油取扱所については、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第3項第4号及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第27条の3により技術上の基準が定められているところではありますが、今般、給油取扱所において、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置し、給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化する場合の技術上の基準を定めるべく、規則の一部を改正したところです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第1 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合の技術上の基準

以下の場合には、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地（固定給油設備（懸垂式のものを除く。）のうちホース機器の周囲に保有する空地に限る。）に設置することができることとしたこと（規則第27条の3第8項柱書き関係）。

1 次に掲げる措置のすべてを講じた場合

- (1) 固定給油設備からガソリン、メタノール等又はエタノール等の漏えいを防止するための措置（同項第1号関係）
- (2) 固定給油設備等から漏れたガソリン、メタノール等又はエタノール等が圧縮天然ガスを充填するために自動車等が停車する場所等に達することを防止するための措置（同項第2号関係）
- (3) 火災その他の災害に際し、給油取扱所内のすべての固定給油設備等のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための装置を設けること（同項第3号関係）。

2 給油空地が軽油のみを取り扱う固定給油設備のうちホース機器の周囲に保有する空地である場合（同項柱書き関係）

第2 その他の改正事項

給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について、所要の規定の整備を行ったこと（規則第25条の2第1号、第27条の3第1項から第4項まで、第6項及び第7項、第27条の4第1項及び第2項並びに第28条の2の7関係）。

第3 施行期日

施行期日は、公布の日（平成29年1月26日）としたこと（改正省令附則関係）。

○総務省令第三号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十七条第三項から第五項までの規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年一月二十六日

総務大臣 山本 早苗

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第一号イ中「第二十八条の二から第二十八条の二の三まで及び」を「第二十七条の三第八項、第二十八条の二から第二十八条の二の三まで、第二十八条の二の七第四項及び」に改め、「第二十八条の二から第二十八条の二の三まで、第二十八条の二の八」を「第二十七条の三第八項、第二十八条の二から第二十八条の二の七第四項、第二十八条の二の八」に改める。

第二十七条の三の見出しを「（圧縮天然ガス等充填設備設置屋外給油取扱所の基準の特例）」に改め、同条第一項から第三項までの規定中「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設

備設置給油取扱所」に改め、同項第一号及び第二号中「充てん」を「充填」に改め、同条第四項中「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」に改め、同条第六項各号列記以外の部分中「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」に改め、同項第一号中「圧縮天然ガスタンドをいう。以下この項及び次項」を「圧縮天然ガスタンドをいう。以下この項及び次項」に改め、同項第三号中「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」に改め、同項第四号ハ(1)中「充てん」を「充填」に改め、同号ハ(2)中「充てんホースは」を「充填ホースは」に、「充てん口」を「充填口」に、「当該充てんホース」を「当該充填ホース」に改め、同項第五号中「充てん用ポンプ機器」を「充填用ポンプ機器」に改め、同条第七項中「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」に、「次」を「この項及び次項」に改め、同項第二号中「前項第三号から第五号」を「前項第四号から第六号」に改め、同条に次の一項を加える。

8 第六項第四号ハ(1)及びニ(1)の規定にかかわらず、次に掲げる措置のすべてを講じた場合又は給油空地が軽油のみを取り扱う固定給油設備のうちホース機器の周囲に保有する空地である場合は、圧縮天然ガス

タンクのデイスペンサー及びガス配管を給油空地（固定給油設備（懸垂式のものを除く。）のうちホース機器の周囲に保有する空地に限る。以下この項並びに第二十八条の二の七第四項及び第五項において同じ。）に設置することができる。

一 固定給油設備（ホース機器の周囲に保有する給油空地に圧縮天然ガススタンドのデイスペンサー及びガス配管を設置するものに限る。以下この項並びに第二十八条の二の七第四項及び第五項において同じ。）の構造及び設備は、次によること。

イ 給油ホース（ガソリン、メタノール等又はエタノール等を取り扱うものに限る。以下この号において同じ。）の先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズルを設けること。

ロ 手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズル（ガソリン、メタノール等又はエタノール等を取り扱うものに限る。以下この号において同じ。）を設ける固定給油設備は、次によること。

(1) 給油ノズルは、自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造のものとする。

(2) 第二十五条の二第二号ハの規定にかかわらず、給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安

全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。

ハ 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となつたときに給油を自動的に停止する構造のものとする。

ニ 一回の連続したガソリン、メタノール等又はエタノール等の給油量が一定の数量を超えた場合に給油を自動的に停止する構造のものとする。

ホ 固定給油設備には、当該固定給油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備にあつては、ホース機器。以下この号において同じ。）が転倒した場合において当該固定給油設備の配管及びこれに接続する配管からのガソリン、メタノール等又はエタノール等の漏えいの拡散を防止するための措置を講ずること。

二 固定給油設備又は給油中の自動車等から漏れたガソリン、メタノール等又はエタノール等が、当該給油空地内の圧縮天然ガスを充填するために自動車等が停車する場所、圧縮天然ガススタンドのディスプレイ及びガス配管が設置されている部分に達することを防止するための措置を講ずること。

三 火災その他の災害に際し速やかに操作することができ、箇所に、給油取扱所内のすべての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための装置を設けること。

第二十七条の四の見出しを「(圧縮天然ガス等充填設備設置屋内給油取扱所の基準の特例)」に改め、同条第一項中「令第十七条第三項第四号に掲げる給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」に、「第六項及び第七項」を「及び第六項から第八項まで」に改め、同条第二項中「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」に改める。

第二十八条の二の七の見出しを「(顧客に自ら給油等をさせる圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所等の特例)」に改め、同条第一項中「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」に改め、同条第二項中「次項」を「次項から第五項まで」に、「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所及び圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所及び圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」に改め、同条第三項中「限る。」を「限り、第五項に定めるものを除く。」に、「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第一項の給油取扱所（圧縮天然ガススタンドのディスプレイ及びガス配管を給油空地に設置するもの（次項に定めるものを除く。））は、第二十八条の二の五（同条第四号イのほか、固定給油設備（ガソリン、メタノール等又はエタノール等を取り扱う給油ノズル、給油ホース及び配管に限る。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、同条第二号イ、ロ(2)、ニ（顧客に危険物が飛散しないための措置に係る部分を除く。）及びホ（手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズルを設ける固定給油設備を設置する場合に限る。）を除く。）の規定に適合しなければならない。

5 第一項の給油取扱所（圧縮天然ガススタンドのディスプレイ及びガス配管を給油空地に設置するもの（屋内給油取扱所に該当するものに限る。））は、前条（同条においてその例によるものとされる第二十条の二の五第四号イのほか、固定給油設備にあつては、前条においてその例によるものとされる第二十条の二の五第二号イ、ロ(2)、ニ（顧客に危険物が飛散しないための措置に係る部分を除く。）及びホ（手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズルを設ける固定給油設備を設置する場合に限る。）を除く。）の規定に適合しなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○ 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○ 危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>（固定給油設備等の構造） 第二十五条の二 令第十七条第一項第十号（令第十四条第九号及び令第十七条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める構造は、次のとおりとする。</p> <p>一 ポンプ機器の構造は、次のとおりとすること。</p> <p>イ 固定給油設備のポンプ機器は、当該ポンプ機器に接続される給油ホースの先端における最大吐出量がガソリン、第四類の危険物のうちメタノール若しくはこれを含有するもの（第二十七条の三第八項、第二十八条の二から第二十八条の二の三まで、第二十八条の二の七第四項及び第四十条の十四において「メタノール等」という。）又は第四類の危険物のうちエタノール若しくはこれを含有するもの（第二十七条の三第八項、第二十八条の二から第二十八条の二の三まで、第二十八条の二の七第四項、第二十八条の二の八及び第四十条の十四において「エタノール等」という。）にあつては毎分五十リットル以下、軽油にあつては毎分百八十リットル以下となるものとする。</p> <p>ロ 〃ホ （略）</p> <p>二 〃五 （略）</p> <p>（圧縮天然ガス等充填設備設置屋外給油取扱所の基準の特例）</p>	<p>（固定給油設備等の構造） 第二十五条の二 令第十七条第一項第十号（令第十四条第九号及び令第十七条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める構造は、次のとおりとする。</p> <p>一 ポンプ機器の構造は、次のとおりとすること。</p> <p>イ 固定給油設備のポンプ機器は、当該ポンプ機器に接続される給油ホースの先端における最大吐出量がガソリン、第四類の危険物のうちメタノール若しくはこれを含有するもの（第二十八条の二から第二十八条の二の三まで、第二十八条の二の七第四項及び第四十条の十四において「メタノール等」という。）又は第四類の危険物のうちエタノール若しくはこれを含有するもの（第二十八条の二から第二十八条の二の三まで、第二十八条の二の八及び第四十条の十四において「エタノール等」という。）にあつては毎分五十リットル以下、軽油にあつては毎分百八十リットル以下となるものとする。</p> <p>ロ 〃ホ （略）</p> <p>二 〃五 （略）</p> <p>（圧縮天然ガス等充てん設備設置屋外給油取扱所の基準の特例）</p>

第二十七条の三 令第十七条第三項第四号に掲げる給油取扱所（以下「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」という。）に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所については、令第十七条第一項第十六号から第十八号まで及び第二十二号の規定は、適用しない。

3 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所には、給油又はこれに付帯する業務のための次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物その他の工作物を設けてはならない。この場合において、第一号の二から第三号までの用途に供する床又は壁で区画された部分（給油取扱所の係員のみが出入するものを除く。）の床面積の合計は、三百平方メートルを超えてはならない。

一 給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は圧縮天然ガス等の充填のための作業場

一の二（略）

二 給油、灯油若しくは軽油の詰替え、自動車等の点検・整備若しくは洗浄又は圧縮天然ガス等の充填のために給油取扱所に出入する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場

4 前項の圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所に設ける建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造るとともに、窓及び出入口（自動車等の出入口で前項第一号、第三号及び第四号の用途に供する部分に設けるものを除く。）に防火設備を設けること。この場合において、当該建築物の前項第五号の用途に供する部分は、開口部のない耐火構

第二十七条の三 令第十七条第三項第四号に掲げる給油取扱所（以下「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」という。）に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所については、令第十七条第一項第十六号から第十八号まで及び第二十二号の規定は、適用しない。

3 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所には、給油又はこれに付帯する業務のための次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物その他の工作物を設けてはならない。この場合において、第一号の二から第三号までの用途に供する床又は壁で区画された部分（給油取扱所の係員のみが出入するものを除く。）の床面積の合計は、三百平方メートルを超えてはならない。

一 給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は圧縮天然ガス等の充てんのための作業場

一の二（略）

二 給油、灯油若しくは軽油の詰替え、自動車等の点検・整備若しくは洗浄又は圧縮天然ガス等の充てんのために給油取扱所に出入する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場

4 前項の圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所に設ける建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造るとともに、窓及び出入口（自動車等の出入口で前項第一号、第三号及び第四号の用途に供する部分に設けるものを除く。）に防火設備を設けること。この場合において、当該建築物の前項第五号の用途に供する部分は、開口部のない耐火構

造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画され、かつ、給油取扱所の敷地内に面する側の壁に出入口がない構造としなければならない。

6 5
(略)

圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の業務を行うについて必要な設備は、第一号に掲げるものとし、当該設備は、第二号から第六号までに定めるところにより設けなければならない。

一 自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器並びに圧縮天然ガスタンド（一般高圧ガス保安規則第二條第一項第二十三号の圧縮天然ガスタンドをいう。以下この項及び第五項において同じ。）又は液化石油ガススタンド（液化石油ガス保安規則第二條第一項第二十号の液化石油ガススタンドをいう。以下この項及び次項において同じ。）及び防火設備（一般高圧ガス保安規則第六條第一項第三十九号の防火設備又は液化石油ガス保安規則第六條第一項第三十一号の防火設備のうち防火設備をいう。以下この項及び次項において同じ。）

二
(略)

三 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所に設ける自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器に収納する危険物の数量の総和は、指定数量未満とすること。

四 圧縮天然ガスタンドの圧縮機、貯蔵設備、ディスプレイ等及びガス配管の位置、構造又は設備の基準は、当該設備に係る法令の規定によるほか、それぞれ次のとおりとすること。

造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画され、かつ、給油取扱所の敷地内に面する側の壁に出入口がない構造としなければならない。

6 5
(略)

圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の業務を行うについて必要な設備は、第一号に掲げるものとし、当該設備は、第二号から第六号までに定めるところにより設けなければならない。

一 自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器並びに圧縮天然ガスタンド（一般高圧ガス保安規則第二條第一項第二十三号の圧縮天然ガスタンドをいう。以下この項及び次項において同じ。）又は液化石油ガススタンド（液化石油ガス保安規則第二條第一項第二十号の液化石油ガススタンドをいう。以下この項及び次項において同じ。）及び防火設備（一般高圧ガス保安規則第六條第一項第三十九号の防火設備又は液化石油ガス保安規則第六條第一項第三十一号の防火設備のうち防火設備をいう。以下この項及び次項において同じ。）

二
(略)

三 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所に設ける自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器に収納する危険物の数量の総和は、指定数量未満とすること。

四 圧縮天然ガスタンドの圧縮機、貯蔵設備、ディスプレイ等及びガス配管の位置、構造又は設備の基準は、当該設備に係る法令の規定によるほか、それぞれ次のとおりとすること。

イ・ロ (略)

ハ デイスペンサー

(1) 位置は、イ(1)の圧縮機の位置の例によるほか、給油空地等においてガスの充_レ填_ルを行うことができない場所であること。

(2) 充_レ填_ルホースは、自動車等のガスの充_レ填_ル口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造とし、かつ、著しい引張力が加わつた場合に当該充_レ填_ルホースの破断によるガスの漏れを防止する措置が講じられたものであること。

(3) 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

ニ (略)

五 液化石油ガススタンドの受入設備、圧縮機、貯蔵設備、充_レ填_ル用ポンプ機器、デイスペンサー及びガスパ管の位置、構造又は設備の基準は、当該設備に係る法令の規定によるほか、圧縮機、貯蔵設備、デイスペンサー及びガスパ管にあつてはそれぞれ前号イ(3)を除く。)、ロ、ハ又はニ(4)中ガス導管から圧縮機へのガスの供給に係る部分を除く。の規定の例によることとし、受入設備及び充_レ填_ル用ポンプ機器にあつてはそれぞれ次のとおりとすること。

イ (略)

ロ 充_レ填_ル用ポンプ機器

(1) (略)

(3) (略)

六 (略)

七 第三項から前項までに定めるもののほか、圧縮天然ガス等充_レ填_ル設備設置給油取扱所の特例は、この項及び次項のとおりとする。

イ・ロ (略)

ハ デイスペンサー

(1) 位置は、イ(1)の圧縮機の位置の例によるほか、給油空地等においてガスの充_レてん_ルを行うことができない場所であること。

(2) 充_レてん_ルホースは、自動車等のガスの充_レてん_ル口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造とし、かつ、著しい引張力が加わつた場合に当該充_レてん_ルホースの破断によるガスの漏れを防止する措置が講じられたものであること。

(3) 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

ニ (略)

五 液化石油ガススタンドの受入設備、圧縮機、貯蔵設備、充_レてん_ル用ポンプ機器、デイスペンサー及びガスパ管の位置、構造又は設備の基準は、当該設備に係る法令の規定によるほか、圧縮機、貯蔵設備、デイスペンサー及びガスパ管にあつてはそれぞれ前号イ(3)を除く。)、ロ、ハ又はニ(4)中ガス導管から圧縮機へのガスの供給に係る部分を除く。の規定の例によることとし、受入設備及び充_レてん_ル用ポンプ機器にあつてはそれぞれ次のとおりとすること。

イ (略)

ロ 充_レてん_ル用ポンプ機器

(1) (略)

(3) (略)

六 (略)

七 第三項から前項までに定めるもののほか、圧縮天然ガス等充_レてん_ル設備設置給油取扱所の特例は、次

- 一 (略)
- 二 簡易タンク又は専用タンクの注入口若しくは第二十五条第二号に掲げるタンクの注入口から漏れた危険物が、前項第四号から第六号までに掲げる設備が設置されている部分（地盤面下の部分を除く。）に達することを防止するための措置を講ずること。
- 三・四 (略)

第八項第四号ハ(1)及びニ(1)の規定にかかわらず、次に掲げる措置のすべてを講じた場合又は給油空地が軽油のみを取り扱う固定給油設備のうちホース機器の周囲に保有する空地である場合は、圧縮天然ガススタンドのデイスペンサー及びガス配管を給油空地（固定給油設備（懸垂式のものを除く。）のうちホース機器の周囲に保有する空地に限る。以下この項並びに第二十八条の二の七第四項及び第五項において同じ。）に設置することができる。

一 固定給油設備（ホース機器の周囲に保有する給油空地に圧縮天然ガススタンドのデイスペンサー及びガス配管を設置するものに限る。以下この項並びに第二十八条の二の七第四項及び第五項において同じ。）の構造及び設備は、次によること。

イ 給油ホース（ガソリン、メタノール等又はエタノール等を取り扱うものに限る。以下この号において同じ。）の先端部に自動開閉装置を備えた給油ノズルを設けること。

ロ 自動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズル（ガソリン、メタノール等又はエタノール等を取り扱うものに限る。以下この号において同じ。）を設ける固定給油設備は、次によること。

- 一 (略)
- 二 簡易タンク又は専用タンクの注入口若しくは第二十五条第二号に掲げるタンクの注入口から漏れた危険物が、前項第三号から第五号までに掲げる設備が設置されている部分（地盤面下の部分を除く。）に達することを防止するための措置を講ずること。
- 三・四 (略)

(新設)

(1) 給油ノズルは、自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造のものとする事。

(2) 第二十五条の二第二号ハの規定にかかわらず、給油ホースは、著しい引張力が加わつたときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする事。

ハ 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となつたときに給油を自動的に停止する構造のものとする事。

ニ 一回の連続したガソリン、メタノール等又はエタノール等の給油量が一定の数量を超えた場合に給油を自動的に停止する構造のものとする事。

ホ 固定給油設備には、当該固定給油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備にあつては、ホース機器。以下この号において同じ。）が転倒した場合において当該固定給油設備の配管及びこれに接続する配管からのガソリン、メタノール等又はエタノール等の漏えいの拡散を防止するための措置を講ずる事。

二 固定給油設備又は給油中の自動車等から漏れたガソリン、メタノール等又はエタノール等が、当該給油空地内の圧縮天然ガスを充填するために自動車等が停車する場所、圧縮天然ガススタンドのディスプレイ及びガス配管が設置されている部分に達することを防止するための措置を講ずる事。

三 火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、給油取扱所内のすべての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給

を一斉に停止するための装置を設けること。

(圧縮天然ガス等充填設備設置屋内給油取扱所の基準の特例)

第二十七条の四 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所に係る令第十七条第三項の規定による同条第二項に掲げる基準の特例は、前条第三項及び第六項から第八項までの規定の例によるほか、この条の定めるところによる。

2 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所については、令第十七条第二項においてその例によるものとされる同条第一項第十六号及び第二十二号並びに同条第二項第七号及び第九号ただし書の規定は、適用しない。

3・4 (略)

(顧客に自ら給油等をさせる圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所等の特例)

第二十八条の七 第二十八条の二の四の給油取扱所(圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所、圧縮水素充填設備設置給油取扱所及び第二十八条第一項の家用の給油取扱所に該当するものに限る。)に係る令第十七条第五項の規定による同条第三項に掲げる基準を超える特例は、この条の定めるところによる。

2 前項の給油取扱所(次項から第五項までに定めるものを除く。)は、第二十八条の二の五(圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所及び圧縮水素充填設備設置給油取扱所)にあつては、第四号イを除く。)の規定に適合しなければならない。

3 第一項の給油取扱所(屋内給油取扱所に該当するも

(圧縮天然ガス等充てん設備設置屋内給油取扱所の基準の特例)

第二十七条の四 令第十七条第三項第四号に掲げる給油取扱所に係る令第十七条第三項の規定による同条第二項に掲げる基準の特例は、前条第三項、第六項及び第七項の規定の例によるほか、この条の定めるところによる。

2 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所については、令第十七条第二項においてその例によるものとされる同条第一項第十六号及び第二十二号並びに同条第二項第七号及び第九号ただし書の規定は、適用しない。

3・4 (略)

(顧客に自ら給油等をさせる圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所等の特例)

第二十八条の七 第二十八条の二の四の給油取扱所(圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所及び第二十八条第一項の家用の給油取扱所に該当するものに限る。)に係る令第十七条第五項の規定による同条第三項に掲げる基準を超える特例は、この条の定めるところによる。

2 前項の給油取扱所(次項)に定めるものを除く。)は、第二十八条の二の五(圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所及び圧縮水素充てん設備設置給油取扱所)にあつては、第四号イを除く。)の規定に適合しなければならない。

3 第一項の給油取扱所(屋内給油取扱所に該当するも

のに限り、第五項に定めるものを除く。）は、前条（
圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所）にあつては
、同条においてその例によるものとされる第二十八条
の二の五第四号イを除く。）の規定に適合しなければ
ならない。

4 第一項の給油取扱所（圧縮天然ガススタンドのデイ
スペンサー及びガス配管を給油空地に設置するもの（
次項に定めるものを除く。））は、第二十八条の二の
五（同条第四号イのほか、固定給油設備（ガソリン、
メタノール等又はエタノール等を取り扱う給油ノズル
、給油ホース及び配管に限る。以下この項及び次項に
おいて同じ。）にあつては、同条第二号イ、ロ(2)、ニ
（顧客に危険物が飛散しないための措置に係る部分を
除く。）及びホ（手動開閉装置を開放状態で固定する
装置を備えた給油ノズルを設ける固定給油設備を設置
する場合に限る。）を除く。）の規定に適合しなけれ
ばならない。

5 第一項の給油取扱所（圧縮天然ガススタンドのデイ
スペンサー及びガス配管を給油空地に設置するもの（
屋内給油取扱所に該当するものに限る。））は、前条
（同条においてその例によるものとされる第二十八条
の二の五第四号イのほか、固定給油設備にあつては、
前条においてその例によるものとされる第二十八条の
二の五第二号イ、ロ(2)、ニ（顧客に危険物が飛散しな
いための措置に係る部分を除く。）及びホ（手動開閉
装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズルを
設ける固定給油設備を設置する場合に限る。）を除く
。）の規定に適合しななければならない。

のに限り。
（新設）
圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所）にあつては
、同条においてその例によるものとされる第二十八条
の二の五第四号イを除く。）の規定に適合しなければ
ならない。